

ニホンザルの  
保護および管理に関するレポート  
(平成 26 年度版)  
(内容案)

2015年3月

環 境 省



## はじめに

環境省では、2012（平成 24）年度よりニホンザルの生息状況や被害の現状の確認と対策の評価を行い、保護管理に関する基本的な考え方や課題等について整理を行うこと等を目的としてニホンザル保護管理検討会を設置しました。

今後、定期的に保護管理に関する最新情報を「ニホンザルの保護および管理に関するレポート」として取りまとめ、2010（平成 22）年に作成された「特定計画作成のためのガイドライン」について随時補足を行っていく予定です。

なお、本レポートは上記ガイドラインの内容をご存知の方を対象として作成しております。

- 2014（平成 26）年度のニホンザルの保護管理をめぐる動き 2p
- 今年度のレポートのテーマ 2p
- ニホンザル保護・管理ための体制整備と人材育成の必要性 3p
- 体制整備・人材育成の事例紹介 9p

## 2014（平成26）年度の二ホンザルの保護・管理をめぐる動き

2014（平成26）年

4月：三重県において「特定鳥獣保護管理計画（二ホンザル）」が策定されました。

同月：環境省と農林水産省が共同で「二ホンザル被害対策強化の考え方」を発表しました。この考え方では「加害群の状況に応じて全頭捕獲や加害群れの個体数削減などの捕獲を進め、追い上げや侵入防止等の対策を並行して実施し、10年後（平成35年度）までに加害群の数を半減させることを目指す」ことを目標としています。これは単純に捕獲だけで加害群数を削減するだけでなく、被害対策を組み合わせることで実施し、群れの加害レベルを下げることにより加害群を減らすことも含まれています。

5月：「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律」（平成26年法律第46号。）が5月30日に公布されました。平成27年5月29日に施行されます。

この法改正によって特定鳥獣保護管理計画は、第一種特定鳥獣保護計画と第二種特定鳥獣管理計画に分かれます。

また都道府県知事の許可を受けた者は、鳥獣による生活環境の被害の防止のため、住居集合地域等において、麻酔銃による鳥獣の捕獲等ができるようになります。

## 今年度のレポートのテーマ

テーマ：体制の整備と人材の育成

2013（平成25）年度の二ホンザル保護管理検討会では、二ホンザルの保護・管理に当たって、体制や人材の重要性、必要性が指摘されました。

また、これまでにこの保護管理レポートで紹介してきた、特定計画に基づく二ホンザルの保護・管理が行われ一定の成果を上げている事例では、体制の整備や必要な人材の配置が行われていました。

二ホンザルの特定計画を実行していくために、体制の整備とそのための人材の育成が特に重要であることから、今年度のテーマとして取り上げました。

## 二ホンザル保護・管理ための体制整備と人材育成の必要性

### 1. なぜ二ホンザルの保護・管理には体制の整備と人材の育成が必要なのか？

#### 二ホンザル管理の特性

二ホンザルは、群れを作り、一定の行動域の中を行動します。そのため、それぞれの群れが被害を与える地域は、限定されます。また群れ毎に個体数や加害レベル（被害の状況や人馴れ程度などで評価される）が異なるという特性があります。そのため、加害する群れを特定し、個体数や加害レベルをモニタリングしながら、目標を明確にした捕獲（加害個体の捕獲、群れの規模を縮小するための部分捕獲、群れ全体の捕獲）を実施する必要があります。

被害軽減のための二ホンザルの管理は、シカの管理のように捕獲を強化して個体数や生息密度を下げるという方法とは異なります。

#### 総合的な管理が必要

被害軽減のためには、群れを特定した計画的な捕獲だけではなく、適切な被害対策を組み合わせる必要があります。さらにモニタリングを行ってそれぞれの効果を検証し、問題点があれば改善していくという順応的な仕組みも必要です。

#### 体制と人材の必要性

このように二ホンザルの被害を軽減するための管理を行うには、シカなどの管理に比べて、手間（人手と労力）がかかり、群れや被害の状況に応じて対策を選択するといった判断が必要になるので、単純に捕獲体制を整備するだけでは問題は解決せず、都府県、市町村、地域のそれぞれに計画的に管理を進めるための体制と人材が必要です。またそれをサポートする専門家、調査機関なども重要です。

### 2. 二ホンザル保護・管理の体制

#### 特定計画の実施体制

二ホンザルの保護・管理を進めるために、特定計画を策定し、実施するためには、都府県、市町村、地域住民・農業者、農業関係団体、自治体が委託する捕獲実施機関・調査機関、都府県が設置する科学的評価機関等からなる実施体制を構築し、それぞれが連携していく必要があります。実施体制は、地域の実情に即して柔軟に構築します。実施体制の例が図1に示したものです。

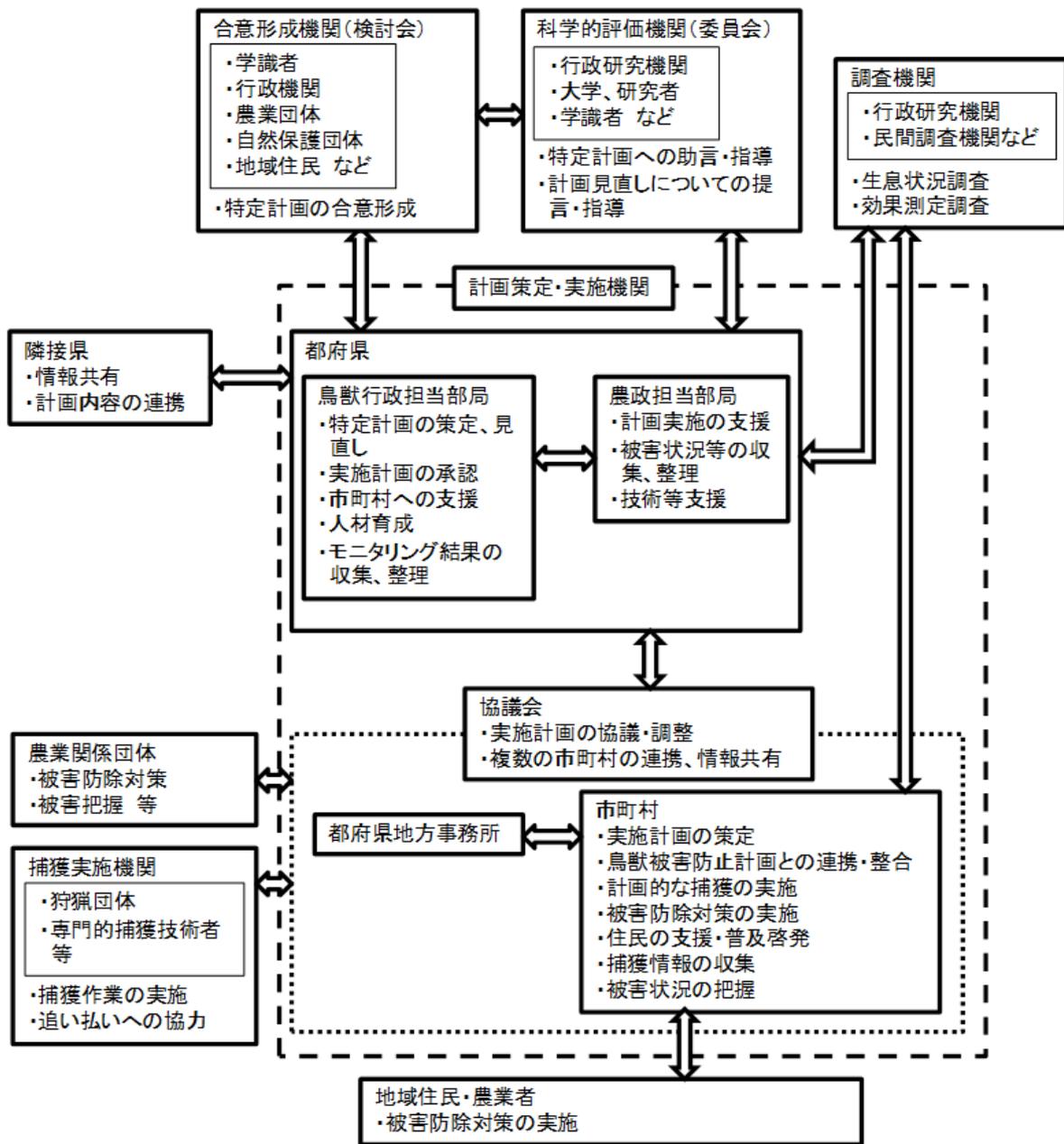


図1 実施体制の例

また特定計画を順応的に実行していくためには、計画の策定、計画の実行、評価・検証、見直しの各段階において、都府県、市町村、地域住民等には、図2に示したようにそれぞれの役割があり、その役割を担い、責任をもって遂行する人材が必要です。

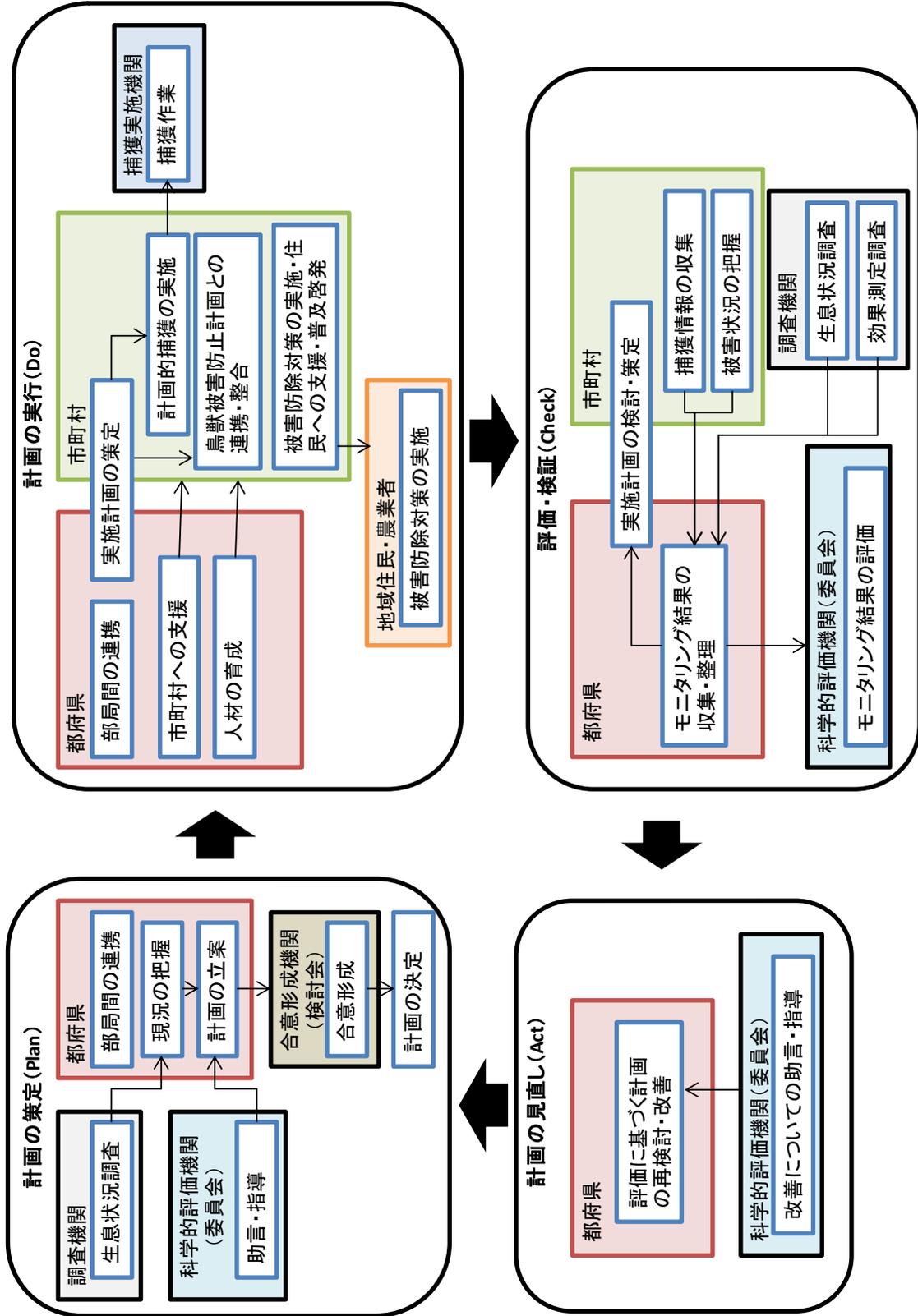


図1 特定計画の各段階における体制と役割の例

### 3. 各主体に求められる役割と必要とされる能力など

#### 都府県の鳥獣行政担当者

##### 役割

- ・ 都府県全体の現況（生息状況、被害状況、対策実施状況等）の把握  
→現況把握のための情報の収集、調査の実施（調査は必要に応じて調査機関に依頼）
- ・ 都府県の農林行政担当部局、出先事務所、市町村との連携、調整を図る（コーディネーター的役割）
- ・ 効果的な対策を総合した特定計画の立案・実行
- ・ 都府県の他部局、市町村、利害団体、地域等との合意形成
- ・ 隣接する都府県とニホンザルの分布状況、被害状況等についての情報共有、計画内容の連携
- ・ 市町村への支援（研修などによる人材育成、有効な被害防除対策やニホンザルの生息状況に関する情報提供など）
- ・ モニタリング結果の収集・整理  
→モニタリング調査を市町村と連携して実施（調査は必要に応じて調査機関に依頼）
- ・ モニタリング結果について科学的評価機関の評価を受け、必要に応じて計画の見直し

##### 能力など

- ・ ニホンザルの保護管理についての基本的な理解（各種対策や調査についての内容、課題の理解を含む）
- ・ 情報収集能力
- ・ 調整能力（コーディネート）
- ・ 計画スケジュールの管理
- ・ 計画の実施体制が継続されるような工夫、組織作りが必要。担当者が異動してしまうと、そこで計画が止まってしまうことは避ける必要がある。

#### 市町村の（鳥獣行政）担当者

##### 役割

- ・ 市町村全体の現況（生息状況、被害状況、対策実施状況等）の把握
- ・ 特定計画の実実施計画の策定  
→群れが複数の市町村をまたいで分布する場合などは、関係する市町村、都府県の出

先事務所等で構成される協議会を作り、計画の検討、調整、策定を行う。

- ・実施計画と被害防止計画の調整、連携
  - 群れ毎に統一した捕獲目標の設定、被害対策やモニタリングについての役割分担など
- ・地域住民・農業者との合意形成
- ・計画の実行
  - 計画的な捕獲の実施（捕獲作業は捕獲実施機関へ依頼）
    - 捕獲結果の整理、都府県への報告
  - 効果的な被害対策について農業者等への指導、普及・啓発など
    - 被害状況（農業被害、生活環境被害）のモニタリング、都府県への報告

#### 能力など

- ・ニホンザルの保護管理についての基本的な理解（各種対策や調査についての内容、課題の理解を含む）
- ・調整能力（コーディネート 都府県と地域住民・農業者とをつなぐ）
- ・計画の実施体制の継続性が担保されるために、なるべく長期の任期が望ましい。

#### 地域住民・農業者

##### 役割

- ・被害対策の主体的な実施
  - 特に集落ぐるみの対策（防除柵の設置・管理、追い払い、誘引物の除去など）の実施

#### 能力など

- ・集落ぐるみの対策を進めるために、地域のリーダー的役割（行政とのパイプ役：地域の実情、要望を行政に伝え、行政の施策を地域に伝達する、効果的な被害防除対策の率先、指導）を担う存在が求められる。

#### 調査機関

##### 役割

- ・ニホンザルの生息状況や対策の効果測定などのためのモニタリング調査の実施
- ・必要に応じて都府県、市町村、地域住民・農業者などに対して、調査や対策の必要性

を説明

#### 能力など

- ・ 行政の試験研究機関のほか、大学や民間の調査機関など
- ・ ニホンザルの生息状況等についての調査能力のほか、ニホンザルの保護管理についての理解

#### 捕獲実施機関

#### 役割

- ・ 計画に則した捕獲の実施
- ・ 捕獲した個体についての情報（捕獲日、捕獲位置、頭数、性別、年齢クラスなど）の収集

#### 能力など

- ・ 捕獲の実施や情報の収集ができる者から構成
- ・ 人馴れして人家に侵入するなどの問題個体を特定して捕獲するなどの高度な技術を要する捕獲は、専門の技術者に委託

#### 科学的評価機関

#### 役割

- ・ 計画策定時に、立案された計画についての助言、指導
- ・ 計画に基づく施策の結果に対し、モニタリング結果から科学的な評価を行い、必要に応じて計画の見直しを提言
- ・ 都府県や市町村等に対して、技術的なアドバイスなど
- ・ 合意形成の場とは、独立した組織

#### 能力など

- ・ 行政の研究機関、大学等の研究者など専門家から構成
- ・ ニホンザルの保護・管理についての専門性  
→ニホンザルの生息状況、被害状況、対策の実施状況などは、地域によって異なっているため、地域の状況に即した対応を指導できることが求められる

## 合意形成機関

### 役割

- ・ 特定計画についての合意形成の場

### 能力など

- ・ 行政機関、利害関係団体、学識者、地域住民などから構成
- ・ 地域の二ホンザルによる被害状況、対策の必要性、課題などに対する認識

## 体制整備・人材育成の事例紹介

○大学（宇都宮大学）と自治体（栃木県）が連携して人材を育成した事例について

- ・ 目的、予算、体制、プログラム、成果、課題、他での応用の可能性（普遍性）などについてヒアリング結果などを基に整理し、事例として紹介する予定。

→作成中

○大学（神戸大学）と自治体（篠山市）が連携して地域に専門家を配置した事例について

- ・ 具体的な実施内容、成果、課題などについて、ヒアリング結果などを基に整理し、事例として紹介する予定。

→作成中